

地震の対応について

岐阜各務野高等学校

1 登校前に地震が発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅又は安全を確認できる場所に待機することを原則とする。

2 登校途中に地震が発生した場合

(1) 直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近く安全な場所に移動し、待機する。

(2) 休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域の安全を確認し、すぐ一で学校から家庭へ連絡する。

3 登校後に地震が発生した場合

(1) 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。

(2) 下校については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、安全と判断した場合は帰宅させる。

(3) 帰宅する場合、自宅へ到着したことを以下の方法で学校へ連絡すること。

1. 帰宅確認による報告

学校から配信されるすぐ一の帰宅確認にアクセスする。

2. 電話による報告（帰宅確認による報告ができない場合）

学校に電話で学年、クラス、氏名とともに帰宅したことを伝える。☎(058)-370-4001

3. 災害用伝言ダイヤルにメッセージの録音をする。

手順①171をダイヤル → ②1 → ③0583704001 →④メッセージの録音

4 下校途中に地震が発生した場合

(1) 登校途中に発生した場合に準じる。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の場合】

(1) 本校は土砂災害特別警戒区域に指定されていないため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時も原則、通常授業とする。ただし、必要と認めた場合は、休業及び休業期間を決定する場合もある。その際は、すぐ一で学校から家庭へ連絡する。

(2) (1)の規定により、通常授業を行う場合であっても、生徒の居住地域が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。